

あきる野市図書館展示施設の市民開放に関する運用要領

(目的)

- 1 図書館法第3条に規定する図書館奉仕のために、あきる野市図書館の展示施設（以下「展示スペース」という。）を市民に開放することで、市民の芸術文化活動の機会を提供し、生涯学習を推進することを目的とする。

(開放展示スペース)

- 2 開放する展示スペースは、中央図書館エントランスホール壁面の一部及び東部図書館エルギャラリー壁面の一部とする。

(開放日)

- 3 展示スペースの開放は、次に掲げる日を除いて実施する。
 - (1) 市の事業で使用する日（市が主催又は共催する場合を含む。）
 - (2) 図書館の休館日
 - (3) 図書館長（以下「館長」という。）が管理運営上、支障があると認める日

(開放時間)

- 4 開放時間は、展示作品の搬入搬出を含め、図書館の開館時間とする。

(使用期間等)

- 5 展示スペースの使用期間は、図書館の休館日を含め2週間以内とする。また、同一団体等による使用は年2回を限度とする。

(使用料)

- 6 使用料は、無料とする。

(使用者の範囲)

- 7 展示スペースを使用できるのは、市内の保育園、幼稚園、学校、町内会・自治会、社会教育関係団体又はコミュニティ団体登録をしている団体とする。ただし、東部図書館エルギャラリー壁面については、市民のグループによる使用もできるものとする。

(使用申込及び承認)

- 8 展示スペースを使用しようとするものは、中央図書館エントランスホール壁面については中央図書館に、東部図書館エルギャラリー壁面については東部図書館エルに申し出て承認を受けること。

(使用申込の期間等)

9 使用申込の期間は、使用する日の属する月の2ヶ月前の月の初日から使用する日の1週間前まで（1週間前の日が休館日の場合は、その前日）の期間とし、この期間に予約すること。（予約は、申し込み順とする。）

（使用承認）

10 使用に当たっては、次の各号すべてに該当するものについて、承認することができる。

（1） 使用内容が、芸術文化活動としての作品の展示で、公序良俗に反しないものであること。

（2） 入場料等を徴収しない使用であること。

（3） 使用内容が、営利行為、宗教活動、政治活動等にかかわるものを含まないこと。

（4） 集团的又は常識的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織でないこと。

（5） その他館長が不相当と認めるものでないこと。

（使用者の心得）

11 使用者が展示スペースを使用するときは、次のことを守ること。

（1） 展示スペースを使用するときは、図書館の職員に申し出てから使用するものとし、作品の展示に当たっては、展示方法等、図書館の職員の指示に従うこと。

（2） 展示スペースの使用に当たっては、搬入搬出時を含め、音をたてたり、図書館内の設備を占有したり、通路をふさぐなどのことがないよう、十分な注意を払うこと。

（3） 展示スペースの使用に当たっては、展示作品の監視や受付用の机、椅子、パネル、展示案内用立看板等の設置はできない。

（使用承認の取消し等）

12 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は中止し、若しくは停止することができる。

（1） あきる野市図書館運営規則で定められた事項を守らないとき。

（2） 承認内容に相違した行為をし、又は承認条件に違反したとき。

（3） 不正な手段によって使用の承認を受けたとき。

（4） 前3号のほか、館長が特に必要があると認めるとき。

（原状回復の義務）

13 使用者は、使用を終了したときは、直ちに展示スペースを原状に戻すこと。また、前記12に規定する使用承認の取消し等により、使用を中止させられ、又は使用承認の取

消しをされたときも同様とする。

(事故責任の所在)

- 14 使用中に起きた事故責任は、使用者にあるものとする。また、展示作品は、使用者が責任を持って管理するものとし、作品の補償はしない。

(損害賠償)

- 15 使用者は、その使用により建物、付属施設、備付物品等を損傷又は汚損し、若しくは滅失した場合は、館長が相当と認める額を賠償すること。

(委任)

- 16 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要領は、平成21年1月5日から施行する。